

令和7年1月30日

勢田川等水面利用対策協議会 事務局
国土交通省 三重河川国道事務所
三重県県土整備部 港湾・海岸課
伊勢市都市整備部 監理課

不法係留船対策の今後の進め方を議論します

～第20回勢田川等水面利用対策協議会を開催～

○勢田川(宇治山田港)等には、かつて約950隻(平成22年1月時点)もの不法係留船が存在し、洪水の流下阻害、流出した場合の河川管理施設への損傷、油漏れによる水質事故等を引き起こすといった問題がありました。

○そこで、平成21年に地元自治会、漁業関係者、行政が中心となり『勢田川等水面利用対策協議会』を発足し、「不法係留船ゼロ」とする目標を掲げて「係留場所の確保増」と「係留対象船の減」を両輪とした対策を推進しています。

これらの対策により、不法係留船は、47隻(令和6年12月時点)となり、約95%減少しました。

○今回開催する協議会では、これまでの取り組みの再確認と今後の「係留場所の確保増」や「係留対象船の減」の対策スケジュールについて議論します。

1. 日時 令和7年2月7日(金)14:00～15:30
2. 場所 三重県伊勢庁舎(伊勢市勢田町628番地2) 4階 402会議室 (別紙1参照)
3. 本協議会は原則公開で行います。一般傍聴可。
(取材される方は事前に申込用紙(別紙2)にて下記問い合わせ先まで申込をお願いします。)
4. 配布先 三重県政記者クラブ、第二県政記者クラブ、伊勢記者会
5. 問い合わせ先 国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所
占有調整管理官 山口 克美 (やまぐち かつみ)
河川占有調整課長 大橋 一夫 (おおはし かずお)
TEL:059-229-2218(河川占有調整課)
FAX:059-229-2231
メール:cbr-ir-mika5@mlit.go.jp

勢田川等水面利用対策協議会概要

会場位置図



三重県伊勢庁舎
(伊勢市勢田町628番地2)

勢田川等水面利用対策協議会の設立目的

本協議会は、勢田川、五十鈴川、大湊川及び宇治山田港における水面・水際のご良好な船舶等の係留環境の促進・整備等を行うことにより、水面の安全かつ秩序ある利用の維持・増進を図ることを目的としています。



第18回勢田川等水面利用対策協議会の様子

勢田川等水面利用対策協議会 構成団体

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 〔宇治山田港湾整備促進協議会 〔NPO法人神社みなとまち再生グループ 伊勢湾漁業協同組合 伊勢湾漁業協同組合 今一色支所 伊勢市大湊町振興会 伊勢市神社港自治会 伊勢市下野町自治区 伊勢市通町自治会 伊勢市一色町自治会 伊勢市田尻町自治会 伊勢市二見町今一色区自治会 | <ul style="list-style-type: none"> 三重県 県土整備部 港湾・海岸課 三重県 伊勢建設事務所 伊勢市 都市整備部 伊勢警察署 生活安全課 鳥羽海上保安部 国土交通省中部運輸局 鳥羽海事事務所 国土交通省中部地方整備局 河川部 国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所 |
|---|--|

勢田川等水面利用対策協議会概要

協議会では下記区域を対象としています。



五十鈴川・大湊川・勢田川の河川区域と宇治山田港の港湾区域が重複する区域及びその区域に隣接する施設

勢田川不法係留船の減少の状況
(伊勢市一色町地先)

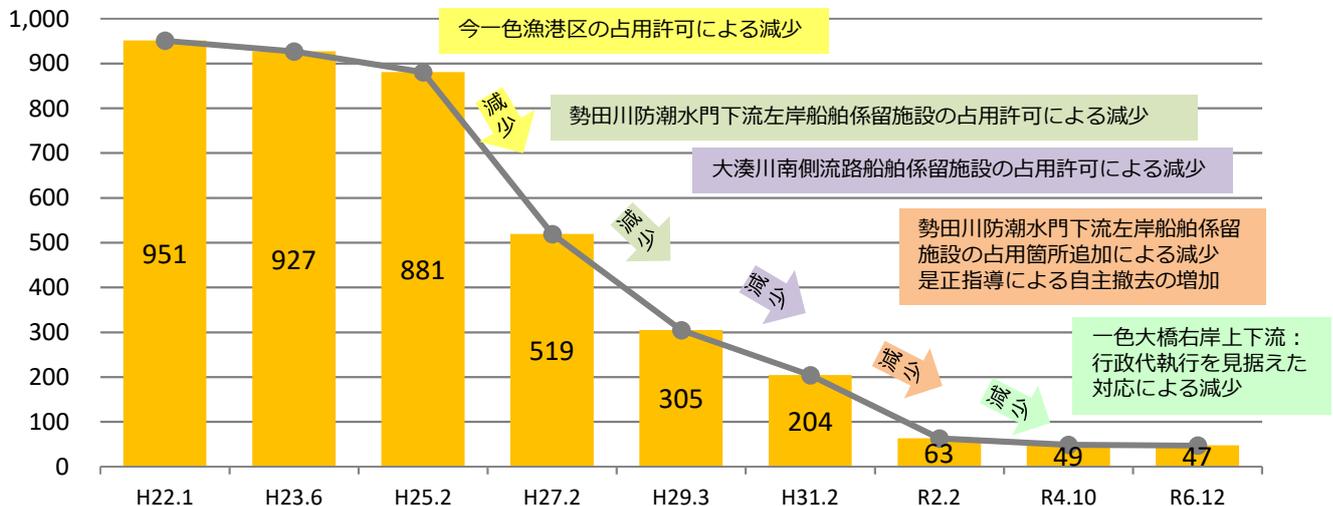


(平成21年11月時点)



(令和7年1月時点)

協議会のこれまでの取り組みにより、平成22年1月に951隻あった不法係留船は、令和6年12月現在47隻まで減少しています。



宛先：国土交通省 三重河川国道事務所 河川占用調整課

勢田川等水面利用対策協議会 担当 宛

FAX:059-229-2231

メールアドレス：cbr-ir-mika5@mlit.go.jp

申 込 用 紙

申込期限：令和7年2月4日(火)12時まで

第20回勢田川等水面利用対策協議会

日時：令和7年2月7日(金)14:00～15:30

場所：三重県伊勢庁舎 4階 402会議室(伊勢市勢田町628番地2)

社名：

担当者氏名：

連絡先：

人数： 人
